

各事業者様

茨城県知事 大井川 和彦

貨物運送事業者における物流サービス維持に向けた御協力について(依頼)

日頃より、本県行政に対し特段の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、トラックドライバーの時間外労働については、本年4月から年間960時間の上限規制と改正改善基準告示が適用され、結果として労働時間が短くなることで輸送能力が不足し、「モノが運べなくなる」可能性が懸念されているところです。

これら物流の2024年問題に対応するためには、荷待ち時間や荷役時間の短縮に向けた取組などによるドライバーの長時間労働の改善、ドライバーの賃上げの原資の確保に向けた適正な価格転嫁の推進など、貨物運送事業者における労働環境の改善を図ることが不可欠です。

政府は、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる「標準的な運賃」を告示し、トラック運送事業者は「標準的な運賃」に基づく運賃料金を設定して、地方運輸支局に届出を行っております。

また、エネルギー価格や原材料費、労務費などが上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、政府は毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と定め、下請事業者へのアンケート等によるフォローアップ調査を行っておりますが、トラック運送事業は最も価格転嫁率が低い業種となっております。

つきましては、貴社におかれましても、上記の趣旨を御理解いただき、荷待ち時間や荷役時間の短縮に向けた取組や、荷受事業者との間で「標準的な運賃」を尊重した運賃料金の交渉に御協力いただきますようお願いいたします。

【参考】関係官庁等ホームページ

- 国土交通省「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」の提言
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000289.htm
- 公益社団法人全日本トラック協会「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について」
https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/kaisei_jigyoho_202008.html
- 中小企業庁「価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果」
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

【お問い合わせ先】

茨城県産業戦略部中小企業課経営支援室
電話：029-301-3550